



平成 17 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 アステラス製薬株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 竹中 登一  
コード番号 4503  
(URL <http://www.astellas.com/jp>)  
東証・大証・名証(各第一部)、札幌  
決算期 3月  
問合わせ先 広報部長 田中 昭弘  
Tel:(03)3244-3201

## 株式報酬型ストックオプションとした新株予約権の発行に関する件

アステラス製薬(本社:東京、社長:竹中 登一)は、本日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、当社の取締役および執行役員に対し、株式報酬型ストックオプションを目的とした新株予約権の発行に関する議案を、平成 17 年 6 月 24 日開催予定の当社第 92 回定時株主総会に提案することを決定しましたので、下記の通りお知らせします。

### 記

#### 1. 株主以外の者に対し有利な条件で新株予約権を発行する理由

役員および執行役員の報酬体系を見直し、当社の株価や業績への感応度をより引き上げ、株価上昇によるメリットと株価下落によるリスクを株主の皆様と共有することにより、企業価値向上への意欲や士気を高めていくことを目的として、以下の「新株予約権発行の要領」に記載のとおり、各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額を 1 株当たり 1 円とする株式報酬型ストックオプションとして、当社の取締役および執行役員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 120,000 株を上限とする。

なお、下記(2)により付与株式数(以下に定義する。)が調整される場合には、調整後の付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

##### (2) 発行する新株予約権の総数

1,200 個を上限とする。

新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は 100 株とする。

なお、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権の行使可能期間

平成17年6月27日から平成37年6月24日までの範囲内で、当社取締役会において決定する。

(6) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）以降に限り、新株予約権を行使できるものとする。

上記に関わらず、新株予約権者は以下のア)イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

ア) 新株予約権者が平成36年6月24日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成36年6月25日から平成37年6月24日

イ) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合

当該承認日の翌日から15日間

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

(7) 新株予約権の消却事由および条件

新株予約権者が新株予約権の全部又は一部につき権利を行使することができなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

3. 新株予約権割当の要領

各対象者別の新株予約権の割当数については、各対象者の職責及び業績への貢献を考慮し、当社取締役会にて決定するものとする。

また、各対象者に対する新株予約権の割当に際して、当社取締役会が新株予約権発行の目的に鑑みて合理的と判断する条件を付す「新株予約権割当契約」を各対象者との間で締結するものとする。

以上

新株予約権の具体的な発行および割当の内容は、上記について平成17年6月24日開催予定の当社第92回定時株主総会において承認可決されることを条件とし、同株主総会後に開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。